

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部都市計画課 No.016

処 分 名	屋外広告物等の表示又は設置の許可
処 分 の 概 要	春日部市屋外広告物条例第 4 条各号に掲げる禁止地域以外の地域において屋外広告物の表示又は掲出物件を設置しようとする場合には、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市屋外広告物条例（平成 26 年条例第 30 号）第 7 条第 1 項 春日部市屋外広告物条例施行規則（平成 26 年規則第 57 号）第 6 条
審 査 基 準	条例等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階都市計画課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市屋外広告物条例

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 春日部市文化財保護条例（平成17年条例第195号）第5条第1項又は第28条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定する地域並びに同条例第37条第1項の規定により指定された地域で市長が指定する地域
- (6) 自動車専用道路の全区間並びに道路（自動車専用道路を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 道路及び鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (13) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域
- (14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
- (15) 春日部市景観条例（平成24年条例第40号。以下「景観条例」という。）第20条第1項の規定により指定された景観計画重点地区（以下「景観計画重点地区」という。）で市長が指定する区域

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

- (2) 石垣及び擁壁
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
 - (5) 次に掲げる物件で、市長が指定するもの
 - ア 電柱
 - イ 街灯柱
 - ウ その他電柱に類するもの
 - (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
 - (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
 - (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
 - (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
 - (10) 形像及び記念碑
 - (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- （はり紙等の禁止物件）

第6条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他電柱に類するもので市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）若しくは立看板を表示し、又はこれらに係る掲出物件を設置してはならない。

（許可）

第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所（以下「許可地域」という。）において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前2条の規定によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（禁止広告物）

第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したものの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

■春日部市屋外広告物条例施行規則

（表示又は設置の許可申請等）

第3条 条例第7条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（様式第1号）正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する場所を知り得る図面
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周囲の状況を知り得る写真
- (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (4) 既に設置されている掲出物件（申請の日において、設置した日から3か月を経過していない掲出物件及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過していない掲出物件を除く。）に広告物を表示しようとする場合には、屋外広告物等自主点検結果確認書（様式第2号）
- (5) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し
- (6) 条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し
（許可基準）

第6条 条例第11条第1項の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。
- (2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。
- (3) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

別表第2（第6条関係）

1 条例第7条に係る許可の基準

広告物の種類		基準
建造物利用広告物	屋上利用広告物	<p>(1) 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積（一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。）は、10㎡以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から12m以</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

- 下であること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合
- ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1（当該面積が10㎡に満たないときは、10㎡）以下であること。
- イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、4.8m（当該軒高の3分の5が1.2mに満たないときは、地上から1.2m）以下であること。
- (3) 壁面から突き出していないこと。
- (4) 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）においては、使用されている色のうち面積が最大のもののマンセル値による色相（以下「色相」という。）がR又はYRである色彩についてはマンセル値による彩度（以下「彩度」という。）8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りでない。

壁面
利用
広告
物

- (1) 表示面積（一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。
- (2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
- (3) 市街化調整区域においては、使用されている色のうち面積が最大のものの色相がR又はYRである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りで

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

		ない。
	突出し広告物	<p>(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(2) 壁面からの突出し幅は、1.2 m以下であること。</p> <p>(3) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3 m以上、車道上にあつては路面から4.5 m以上であること。</p>
	建造物から独立した広告物	<p>(1) 表示面積は、10 m²以下であること。ただし、自家広告物については、60 m²以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から10 m以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあつては路面から3 m以上、車道上にあつては路面から4.5 m以上であること。</p> <p>(4) 市街化調整区域においては、使用されている色のうち面積が最大のものの色相がR又はYRである色彩については彩度8以下、その他の色相の色彩については彩度6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、この限りでない。</p>
	掛看板	<p>(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2 m²以下であること。</p> <p>(2) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3 m以上、車道上にあつては路面から4.5 m以上であること。</p>
	広告幕(つり下げを含む。)	<p>(1) 長さは、15 m以下で、かつ、幅は、1.2 m以下であること。</p> <p>(2) 道路上における下端の高さは、路面から5 m以上であること。</p>
	広告旗	<p>(1) 表示面は、縦1.8 m以下及び横0.6 m以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3 m以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p> <p>(4) 表示しようとする者の連絡先が明示</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

		されていること。
電柱 街灯 柱等 利用 広告 物	袖付 広告 物	(1) 縦の長さは、1.2 m以下で、かつ、 出幅は、0.6 m以下であること。 (2) 下端の高さは、歩道上にあつては路面 から3 m以上、車道上にあつては路面か ら4.5 m以上であること。 (3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、 街灯柱等に取り付けられるものについ ては、歩道の中央部分に向けて突き出さ れていること。
	巻付 広告 物	上端の高さは、地上から3.2 m以下で、 かつ、下端の高さは、地上から1.2 m 以上であること。
はり紙、はり札 及び立看板		(1) はり紙又ははり札にあつては表示面 積が1 m ² 以下、立看板にあつては大き さが縦（脚部を含む。）1.8 m以下及び 横0.6 m以下であること。 (2) はり札又は立看板には表示しようと する者の連絡先が明示されていること。
アドバルーン		(1) 気球部分の直径は、3 m以下であるこ と。 (2) 広告幕（網を含む。）の長さは、15 m以下で、かつ、幅は、1.5 m以下で あること。 (3) 上端の高さは、地上から4.5 m以下で あること。
アーチ利用広 告物		(1) 広告物を掲出したアーチ（支柱部分 を除く。）の上端の高さは、歩道上にあつ ては路面から5.5 m以下、車道上にあ つては路面から7.5 m以下であるこ と。 (2) 広告物を掲出したアーチ（支柱部分 を除く。）の下端の高さは、歩道上にあつ ては路面から3.5 m以上、車道上にあ つては路面から5 m以上であること。 (3) アーチの支柱部分に掲出される広告 物の上端の高さは、地上から3 m以下、 その下端の高さは、地上から1.2 m以 上であること。
標識利用広告		表示面積（広告物を表示する面が2以上

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

物	あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、0.5㎡以下であること。
自動車利用広告物	次の各号のいずれかに該当するものであること。 (1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの (2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあつては1㎡以下、後部にあつては0.3㎡以下であるもの